

# 平成30年度滑川町職員採用試験受験案内

埼玉県比企郡滑川町  
(TEL: 0493-56-2211)

次のとおり平成30年度滑川町職員採用試験を行います。

## 1 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分(職種)	採用予定人員	職務内容
一般事務職	3名	一般行政事務に従事します。
土木	1名	土木業務及び一般行政事務に従事します。
保健師	1名	保健業務及び一般行政事務に従事します。

## 2 受験資格

(1) 男女を問わず次の者が受験できます。

### ①一般事務職

平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者  
(平成31年4月1日現在、18歳から28歳までの者)

### ②土木

2級以上の土木施工管理技士の資格を有する者、または土木を専攻し  
高校以上を卒業か平成31年3月卒業見込みの者  
平成2年4月2日以降に生まれた者  
(平成31年4月1日現在、28歳までの者)

### ③保健師

保健師の資格を有する者、または平成31年3月末までに資格取得  
見込みの者  
平成2年4月2日以降に生まれた者  
(平成31年4月1日現在、28歳までの者)

(2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者は受験できません。

- ・成年被後見人および被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 試験の方法

次により行います。

#### (1) 第1次試験（筆記試験）

##### ①一般事務職員

###### ア 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式の筆記試験を行います。最終学歴に関係なく高等学校卒業程度の試験を行います。

###### イ 作文試験

公務員として必要な作文能力について試験を行います。

###### ウ 適性試験

公務員として職務遂行に必要な素質及び適性についての試験を行います。

##### ②土木

###### ア 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式の筆記試験を行います。最終学歴に関係なく高等学校卒業程度の試験を行います。

###### イ 専門試験

職務上必要な専門知識について択一式の筆記試験を行います。

###### ウ 適性試験

公務員として職務遂行に必要な素質及び適性についての試験を行います。

##### ③保健師

###### ア 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式の筆記試験を行います。最終学歴に関係なく高等学校卒業程度の試験を行います。

###### イ 専門試験

職務上必要な専門知識について択一式の筆記試験を行います。

###### ウ 適性試験

公務員として職務遂行に必要な素質及び適性についての試験を行います。

#### (2) 第2次試験（口述試験）

第2次試験は、第1次試験合格者に対して個別面接等により行います。

#### 4 試験の日時・場所及び合格者の発表

(1) 第1次試験（筆記試験）

ア 日 時 平成30年9月16日（日曜日）

受付開始 午前 8 時30分

試験開始 午前 9 時30分

午前：教養試験

午後：作文試験または専門試験、適性試験

イ 場 所 滑川町役場

(2) 第2次試験（口述試験）

ア 日 時 平成30年10月予定

（第1次試験合格者に後日通知します。）

イ 場 所 滑川町役場

(3) 健康診断

第2次試験合格者に対して職務遂行に最低限必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。（後日通知します。）

(4) 合否の発表

ア 第1次試験（筆記試験）

平成30年10月上旬に受験者全員に対し、第1次試験の合否を通知します。

イ 第2次試験（口述試験）

第2次試験受験者全員に対し合否を通知します。

合格者については、合格者名簿を滑川町役場掲示板に告示します。

#### 5 採用の方法

合格者は、採用候補者名簿に登載された上、試験成績、本人の希望等を考慮し、平成31年4月1日に採用される予定です。

#### 6 採用されてから

(1) 給与等

ア 平成31年4月1日現在における初任給は、滑川町一般職職員の給与に関する条例に基づき支給されます。

イ このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれ手当の支給条件に応じて支給されます。

ウ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として平日7時間45分となります。

イ 土・日曜日及び祝日は、原則として休みとなります。

ウ 休暇は、年間最高20日（4月1日採用の場合は15日）の年次休暇をはじめ疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引・出産等の

場合に与えられる特別休暇があります。

## 7 受験手続及び受付期間

### (1) 必要応募書類

滑川町職員採用試験申込書

(滑川町役場 総務政策課に用意してあります。)

### (2) 応募書類の請求

滑川町役場総務政策課に請求してください。郵送による場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用切手120円を同封してください。

### (3) 申込手続

ア 応募書類に必要事項を記入し、滑川町役場総務政策課へ提出してください。なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「採用試験」と朱書きしてください。(受験票の写真是、後日郵送される受験票に貼って、試験当日に持参してください。)

イ 申込書を受理した後、内容について審査し、後日、受験票を郵送いたします。

ウ 試験当日は、受験票に必ず写真(最近6ヵ月以内に撮影した上半身脱帽正面向の縦4cm×横3cm)を貼って、持参してください。試験当日、写真の貼っていない人は受験できません。

### (4) 受付期間

平成30年8月10日(金曜日)の午前8時30分から午後5時15分までに、総務政策課総務担当へ提出してください。(ただし、土・日曜日及び祝日の受付は行いません。)

郵送の場合は、8月10日(金曜日)までに到着したものに限り。

(速達記録又は簡易書留で早めに郵送してください。これらによらない場合の事故については、責任は負いません。)

## 8 問い合わせ先

〒355-8585

埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

滑川町役場 総務政策課 総務担当

電話0493-56-2211(代表)